

令和 5 年

第 4 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和５年第４回教育委員会会議 議事録

１ 期 日 令和５年３月１３日 月曜日

２ 場 所 教育委員室

３ 開 会 午後２時

４ 閉 会 午後４時３０分

５ 出席者 教育長 安田 浩幸
委 員 吉村 昌之
大塚和歌子
伊勢 昌弘
奥 真由美
松塚 智宏

６ 説明のための出席者

教育次長	伊藤 真人	教育次長	和田 渉
総務課長	元野 隆史	教職員給与課長	伊岡森 亨
義務教育課長	稲畑 航平	高校教育課長	佐藤 進
特別支援教育課長	佐々木 孝紀	文化財保護室長	武藤 祐浩

７ 会議に付した事項

報告第２号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告

議案第５号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

議案第６号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
案について

議案第７号 教育庁等職員の任免について

議案第８号 秋田県指定文化財の指定について

８ 承認又は可決した事項

報告第２号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告

議案第５号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

議案第６号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
案について

議案第７号 教育庁等職員の任免について

議案第８号 秋田県指定文化財の指定について

9 報告事項

- (1) 秋田県教職キャリア指標及び教職員研修体系の改定について
- (2) 令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (3) 令和6年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和5年第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は3番伊勢委員と4番奥委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第7号「教育庁等職員の任免について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第2号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第2号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について説明概要

- ・ 令和5年秋田県議会第1回定例会2月議会に提案する令和4年度秋田県一般会計補正予算案及び条例案について、知事から意見を求められていたが、教育委員会会議を開く暇がなかったため、専決処分を行ったので、これを教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。
- ・ 今回の補正予算は4,444万6千円の減額であり、補正後の予算総額は1,080億6,090万4千円となった。
- ・ 内容は、決算見込による補正として、保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業において3,927万6千円、保育所等物価高騰対策事業において517万円、合計4,444万6千円を減額しようとするものである。
- ・ 「秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の整備及び運営に関する基準の一部改正により、認定こども園の認定に係る教育及び保育に係る要件を定めようとするもの等である。

- ・ 「秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行により、幼保連携型認定こども園の職員、設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行おうとするものである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、報告第2号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第2号を承認します。

次に、議案第5号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第5号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」
説明概要

- ・ 改正理由は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、60歳を超える職員の住居手当及び単身赴任手当に関し必要な事項を定める等の必要があるためである。
- ・ 改正内容は、地方公務員法の規定を引用していた住居手当支給に係る権衡職員の範囲及び単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等について、職員の定年等に関する条例を引用しようとするものである。
- ・ 「暫定再任用職員」についての、経過措置を規定する。
- ・ 施行期日は、令和5年4月1日である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊勢委員】

権衡職員とは、簡単にどういうものになりますか。

【教職員給与課長】

権衡職員と申しますのは、いわゆる一般職というところで捉えております。なお、一般職というのは、再任用職員の類いではありません。

【伊勢委員】

権衡職員の場合は、18歳未満の子が居住する住居に係る住居手当が支給されなくなるということなんですか。

【教職員給与課長】

権衡職員の対象となれば、住居手当は支給になります。

【伊勢委員】

単身赴任される職員に、18歳未満の子が居住する住居に係る住居手当が支給されるというのは、簡単に言うとうどんのことなのではないでしょうか。

【教職員給与課長】

単身赴任手当が支給されている一般職員については、別居する18歳未満の子どもが居住する住居に係る住居手当は支給され、権衡職員となりますが、定年前再任用短時間勤務職員は除くと表記になっておりますので、該当にはなりません。

【伊勢委員】

基本的に単身赴任手当が支給されていて、それとは別に、住居手当が支給されているということなんですか。

【教職員給与課長】

そうです。

【伊勢委員】

そうすると、18歳未満の子どもの住居手当が支給されなくなるという理解でよろしいですか。

【教職員給与課長】

例えば秋田市にお住まいの一般職の教員がいたとします。その方が人事異動で、鹿角市に単身赴任で異動したとなると、その方については一定の要件が合致すれば、単身赴任手当が支給されますが、離れて暮らす秋田市にお住まいの別居する18歳未満の子どもが住んでいる部分の住居手当について支給されるということです。

【伊勢委員】

単身赴任していない場合は、18歳未満の子どもさんの住居手当の支給はされるんですか。

【教職員給与課長】

要件が合致すれば、支給されます。

【伊藤次長】

18歳未満の子どもが、家族と別々に住んでいて、その家に支給されるというよりも、単身赴任すると、元々の家に住んでいる18歳未満の子どもは別居という扱いになるため、別居であっても、一般職員、権衡職員の場合は、住居手当が支給されます。一方で、定年前再任用短時間勤務職員は、1回退職して再任用する職員ですので、住居手当を支給しないこととするという改正になります。

【吉村委員】

結局、定年前再任用短時間勤務の方は住居手当がなくなるということなんですけれども、今まであった手当がなくなることになると思いますが、それ以外の別の名前で手当等はいないのでしょうか。

【教職員給与課長】

定年前再任用短時間勤務職員が住居手当の支給対象外になるという説明をさせていただきましたけれども、これまでも、再任用職員については、住居手当の支給対象になっておりません。令和5年度に定年延長の制度移行がなることによって、新たに定年前再任用短時間勤務職員という職名となり、新たに支給できなくなるということではございません。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第6号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 改正理由、改正内容、施行期日は、いずれも議案第 5 号と同様である。
- ・ 2 つの規則改正については、人事委員会に協議を行い、異議なしとの回答を受けている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。
特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。
議案第 6 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 6 号を原案どおり可決します。
次に、議案第 8 号「秋田県指定文化財の指定について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第 8 号「秋田県指定文化財の指定について」説明概要

- ・ 2 月 6 日に開催された第 98 回秋田県文化財保護審議会において、3 件の文化財について秋田県指定文化財に指定することが適当であるとの答申があった。
- ・ 文化財の県指定については、秋田県文化財保護条例の規定により、教育委員会会議に諮る必要がある。
- ・ 有形文化財の考古資料「天戸森遺跡出土品」について、鹿角市花輪にある縄文時代中期の遺跡で、約 500 年継続した拠点的な集落跡である。昭和 57 年、現在の花輪中学校の建設等にあたり発掘調査された。この遺跡の出土品のうち土器や狩猟、漁撈、祭祀の道具等 705 点が指定対象で、当時の生業や生活の実態を示している。また、この時期の米代川上流域での 500 年間にわたる土器の変遷も伺うことができる貴重な資料である。
- ・ 無形文化財の「杓目金」について、銅や銀、金等の色味の異なる金属板を重ね、熱を加えて融着させ、表面を削り、ハンマーでたたき延ばすなどして杓目の模様を作り出し、花器や飾り箱などの作品を制作する金工技法である。江戸時代、秋田で藩主に仕えた正阿弥伝兵衛が考案したとされ、一旦途絶えたようであるが、明治以降復元され、秋田ゆかりの技術として継承されている。
- ・ 無形文化財の指定は、技そのものを文化財に指定し、その技を体得している人を保持者と

して認定する。杣目金については、林美光氏、千貝弘氏の2名が伝統工芸日本金工展で入賞しており、その技量は高く評価されている。

- ・ 無形民俗文化財の「東由利のしめ張り」について、疫病や災厄が集落に侵入するのを防ぐために、ワラで作った蛇や鬼の形を模したものを集落の境に掲げる行事で、由利本荘市東由利の5つの集落で継承されている。2月に実施する集落と8月に実施する集落があり、ワラで作る形態が蛇であったり鬼であったりするが、それを集落の境にかける行事が東由利地域にまともって継承されている。県内の他の地区とは行事の由来やワラで作る形が異なる等の点で貴重である。
- ・ 議決されれば公報で告示することになるが、指定の月日は公報の告示日となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊勢委員】

参考のために、杣目金に関しては、林さんと千貝さんの技を受け継ぐ方はいるのでしょうか。

【文化財保護室長】

林さん、千貝さんも入った、技術の保存継承会を組織していただいております、その中で若い方も、この技術に取り組んでいるという状況にあります。

【松塚委員】

技術を公開して後進の指導に当たられるということでございますけれども、今おっしゃった保存継承会というのは、人数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、それは公立美大が関わっているのでしょうか。

【文化財保護室長】

保存継承会に入っている方々は、現在、若い人を入れて5名ほどです。林さんが中心になって、金を入れるという、杣目金の中でもさらに高度な技術に向かって取り組んでいる方々であります。千貝さんの方は、新屋にある工房で、一般の方々に技術指導もしております、技術指導を受けた方が市の工芸展で表彰されてもいます。残念ながら、まだ公立美大との具体的な連携はできていない状況です。

【奥委員】

東由利のしめ張りについて、蛇のような形のものを木に巻き付けているような感じだと思うんですが、それはあくまでも神事なのか、それとも、一般の人たちが見ることができるものなのか教えてください。

【文化財保護室長】

資料の写真にあるのは須郷集落で、ここはお盆頃にやっているんですが、ワラを作るところ

から集落の人たちが集まってやっていて、できると、みんなで運んでいってかけるので、見に行こうとすれば見ることは支障がないという状況です。東由利地域の中で、保存協議会という形で、色々な人たちに参加してもらいながらやる取組も始めておりますので、この後、関わる人が多くなって継承されていくようにと願っております。

【奥委員】

やはり、その地域の人たちがそういった行事をどのくらい知っているのかということを知りたくて質問させていただきました。ありがとうございます。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「秋田県教職キャリア指標及び教職員研修体系の改定について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告事項「秋田県教職キャリア指標及び教職員研修体系の改定について」説明概要

- ・ キャリア教職指標について、昨年7月に文部科学省から校長に求められる資質が指針として示されており、校長のキャリア指標を新たに設けるとともに、特別支援教育の推進について設定した。
- ・ 学校組織のリーダーであり、教員の人材育成において、これから研修履歴等を活用した指導助言等を行う立場となる校長に求められる資質能力や基本的な役割について、教員の指標とは別に個別の指標を策定した。
- ・ 教職員は、様々な勤務経験がその後の成長に大きく影響することから、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応に関する資質を得られるよう、指標の「本県の共通教育課題」に「特別支援教育の推進」を追加し、全てのキャリアステージにおいて目指すべき項目を設定した。

- ・ 秋田県教職員研修体系について、教員免許更新制の廃止に伴い、令和5年度からは、各教職員が主体的に自らの学びのマネジメントを行うとともに、学校管理職がその方向性等について指導助言を行う仕組みを通して、教職員の資質向上を図っていく旨を明記した。
- ・ 教職員の自主的・主体的な研修受講を推進するため、総合教育センターのB講座（学校割当で所属長推薦者が受講する研修）を廃止し、年次や職種・職務別研修（A講座）及び希望制の専門研修（C講座）に大別するなど研修の枠組みを見直した。
- ・ 管理職等に求められる資質能力の向上に資する講座や教職員が自らのタイミングで受講できるeラーニング研修を新たに開設することとした。
- ・ 教職員が、できるだけ早期に容易に研修受講計画を立案できるよう、県教育委員会が実施する研修講座の情報を一元化するとともに、前年度中に美の国あきたネットに「秋田県総合研修講座案内」として掲載することとした。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

キャリア指標は、自分が属している職業の大きい人生の目標になると思うので、毎年、これを見ると感動するし、私も欲しいと思います。皆さんに本当に大事に持っておいてほしいと思います。

令和5年度は暫定的に各教員が自らの受講履歴を記録管理するということは、自ら受講した研修を記録してくださいということだと思います。例えばeラーニング研修を受講したら、普通であれば、単位取得のように管理されていて、あるところまで進むと認定証等をもらうということになると思いますが、研修をやってもやらなくてもいいというわけではないんですね。

【総務課長】

そうではないです。

【大塚委員】

管理されていて、ポイントや単位がついていくということによろしいですか。

【総務課長】

よろしいですが、ここで暫定と書いておりますのは、どういうものにするかは分からないんですけれども、令和6年度以降、研修受講履歴システムについて、国の方からある一定の様式が提示されるという予告がございますので、それを見ながら6年度以降の対応も考えようと思っておりますので、令和5年度はとりあえず各教員がチェックしていくというスタイルにしたというところでございます。

【大塚委員】

しっかり管理してもらって、やってもやらなくてもいいのではなくて、ちゃんとやるということですね。

【総務課長】

それぞれの弱い分野が見えるように、管理者側からも、受講履歴が分かるようにしたいと思っています。

【松塚委員】

特別支援教育の部分で配慮や支援を必要とする子どもへの対応、資質を、全ステージの方が採用の時から管理職に至るまで、全員が学び、対応を修得とするということについては、非常に重要な内容だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいという思いでございます。

質問なんですが、教職員の研修について、これまでのB講座を廃止して、年次職種別のA講座と希望制のC講座とで2つに分かれているところなんですが、A講座であればある程度年数やステージに応じて必ず行くということなので、非常に参加しやすい、必須の講座になると思うんですが、希望制の専門研修となったときに、希望をされる先生とそうじゃない方が分かれるだろうなということ、また、本人としては非常に参加したいんだけど、学校によってはもしかしたら参加しづらい雰囲気になるのではないかということの心配もあるんですが、こういった部分については、どういう形で参加しやすい雰囲気を作っていくと思われますか。

【総務課政策監】

御指摘の件につきましては、今、県内の教員が小中高合わせて8千から9千人程度の人数がいますが、お示した研修体系に載っている講座数の定員を合わせても、毎年その人数全員が受けられるような定員枠になっておりません。各学校によって、大人数の学校もいれば、例えば10数人しかいない学校もございます。そうした中で、全員が研修に1年間、順番に行くということもなかなか難しいと思っております。ですから、そういった場合には、やはり学校ごとの状況を勘案して研修を受けさせるよう各小中高の校長会等を通じて、各校長にお知らせをしております。先生が自分たちでマネジメントして、資質を上げるような受講計画を作るよう伝達しておりますけれども、そういった背景もあります。受講した結果を元に指導助言するという仕組みになっておりますけれども、研修を受けていなくても、その部分に関しては、学校状況によって、今年はA先生が行ったから来年はB先生が優先的に行ってください等と調整してもらうのも、管理職としてのマネジメントになると思います。

【奥委員】

学びの時間は、先生たちが勤務時間内で、バランスを取って時間を作っていくということになるのでしょうか。また、eラーニングが開設されるということは、これまではリアルに講座を受けに行っていたということなんでしょうか。

【総務課政策監】

基本的には今まで、総務教育センターや、各教育事務所での集合型の研修が主でありました。

しかしながら、コロナ禍の状況もありましたので、総合教育センターで行った研修についても、ウェブで、後にデマンド型でも観られる等、かなり手法が広がってきております。そういったところにeラーニングという形の研修講座を付け加えて、集合型でなくても受講できるように我々準備をさせていただいております。

また、学科制や教科担任制の中学校や高校であればいいんですけれども、小学校の先生は1日教室にいる形になりますので、本来、状況としては厳しいということは我々も認識しておりますが、スマホでも見るができますので、そこは何とか時間を作っていただいて、もう少し柔軟に対応していただくようになるかと考えております。

【和田次長】

学校では研修に関しまして、4月の段階で年間の計画を立てます。したがって、4月に先生方が、受けた研修のリストを予め作って、そのために校長も面談するわけですが、勤務時間内にきちんと研修をするので、そんなに負担がないかと思えます。ただ、先生が希望する時期によって多少厳しいこともあるかもしれませんが、その辺を配慮しております。

【奥委員】

今のお話を伺って、教員の希望等も聞いていらっしゃるんだということが分かりました。今回新しく始まる校種間連携研修は、学校ごとの色々な先生たちの横のつながりを含めた研修だと思うんですが、こちらの方は講座を主体的に作っているのはどこですか。時代とともに変化することもあるのでしょうか。

【総務課政策監】

校種間連携の研修につきましては、小中学校の先生が高校に行って、そちらの方で、どのような授業をしているのかということを学ぶ研修ですので、交流研修といったイメージを持っていただければよろしいかと思います。

【奥委員】

自治体として作っている講座ですか。

【和田次長】

義務教育課も作成しますが、中心となるのは事務所です。事務所単位にアレンジしております。

【吉村委員】

教員がみずから受講計画を立てて記録管理をするということなんですけれども、何かしら統一した書式はあるんですか。

【総務課政策監】

今回、体系の方にはつけておりませんが、県教委の方で、小中高全ての教職員の研修

履歴カードを掘り起こして、各校に配付させていただいたところです。ただし、市町村教委によっては、これまで単独でそれぞれの研修カードを紙ベースできちんと記録している市町村教育委員会もございましたので、そちらはそれを使っていただき、今まで記録していない市町村教育委員会については、我々の方で掘り起こしたカードを使ってもらう対応をさせていただいたので、先ほどお話がありましており、国で電子の履歴管理システムができた際には、そちらの方に入力して、統一した形で維持管理できればと考えております。

【奥委員】

秋田県は秋田県独自で研修講座を作っているという認識でよろしいでしょうか。

【総務課政策監】

そうです。

【安田教育長】

文科省から、各県でやりなさいという指示が来ておりますので、各県が似たようなことやってますけれども、これは秋田県の研修講座ということです。

他になれば、次に、2つ目の「令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」説明概要

- ・ 卒業者予定数は6,151人で、前年度より136人の減少である。就職希望者は1,446人で、前年同期比で75人の減少、就職内定者は1,435人で、前年同期比で80人の減少である。公立全日制の県全体の就職内定率は99.2%で、前年同期比で0.4ポイントの減である。県全体の就職内定率は98.6%で、前年同期比で0.3ポイントの減である。未内定者は23人で、前年同期比で4人の増加である。
- ・ 県内就職内定率は98.5%で、前年同期比で0.4ポイントの減である。県外就職内定率は98.7%で、前年同期比で0.2ポイントの減である。県全体の内定率は98.7%で前年同期で0.1ポイントの減である。
- ・ 民間企業と公務員を合わせた県内就職希望者割合は、公立全日制・定時制及び私立高校を合わせて73.7%となり、前年同期比で1.7ポイントの減である。
- ・ 県内に内定した者の割合は73.6%であり、前年同期比で1.7ポイントの減である。
- ・ 公務員志望者を含む未内定者については、2月28日現在で25名いる。卒業式は終わったものの、この後も、ハローワーク等の関係機関と連携しながら指導を行うとともに、各関係機関と連携して情報収集をする等、生徒の就職支援に努めてまいる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

全体的に見て前年と同じような結果ですが、やはり、前年よりも、子どもの数と就職希望者数が減っているのに、県外就職希望者数と内定者数が増えてるということで、県外に子どもたちが出ているイメージを持ったんですけれども、どのように分析されていますか。

【高校教育課長】

県北と中央は、昨年度と今年度では、県外の志望者数はそれほど差がないです。しかし県南では、希望者数が、昨年は106だったものが今年が133と、県外希望を持っている生徒が多かったです。話を聞いたところ、県南の生徒は県外に行きたかった時期もあったんですが、コロナの関係で行けず、県内に止まったとのこと。今年度は少し緩くなったので、県外希望の方がそのまま復活して増えたのではないかと考えております。

【吉村委員】

今日からマスクが自由になるということで、これからコロナが5類に分類されて、インフルエンザ並みとなってきますので、恐怖が大分薄まってくることを考えると、当然、企業側の努力も必要です。行政も色々な対応をしてくださると思うんですけれども、県外就職者のプラスが見えたのが気になりました。

【奥委員】

未決定者の方は、どんな理由が考えられるのか、今分かる範囲でお聞きしたいです。また、既に高校を卒業している状況で、地域等学校以外でどんなサポートができるのかもお聞きしたいと思います。

【高校教育課長】

まず1点目について、理由は色々あると思います。もちろん、第1希望のところへ行ったが、駄目になり、少し時間を置いてしまっているケースもあると思います。それから、芸能界やスポーツ等のプロ競技を一応希望していて、就職希望の中に入ってしまったが、まだ決定していないという生徒もいると聞いております。

2点目については、なかなか難しいです。学校側とすれば、生徒と卒業後もコンタクトを取り、色々なアドバイスや企業の情報を与えることができます。学校を離れると、直接的にはなかなか難しいんですけれども、就職支援員や職場定着支援員が色々企業とも情報交換しておりますので、プラスアルファとして、情報を生徒に流していくという方法を取っております。

【奥委員】

もう1年頑張った後で公務員等を受検するという生徒さんも、中にはいらっしゃるのでしょうか。

【高校教育課長】

公務員は、一応進学希望として集計するので、就職希望者の中に公務員は含まれません。

【松塚委員】

類似の質問になるんですけれども、今の段階では内定率が相当に高いものの3年後離職率も高いと思うんですが、離職を希望する、悩んでいる場合に、高校生に対してはどのように指導、声掛けをされているのでしょうか。就職した後に、悩みがあったらいつでも学校に来てくださいと言いたいところもあるかもしれないんだけど、やはり卒業生なので、どこまでケアできるかという話があると思います。実際は、そういった子どもたちがどこに相談したらいいのか、困っているのではないのでしょうか。

【高校教育課長】

なかなか就職した後の離職等の悩みは学校で直接聞くことができないんですけれども、先ほど言ったとおり就職支援員や職場定着支援員は、各地元の企業と連携を取って色々な情報を手に入れております。その中で、県の企業関係者から生徒の情報を聞き取り、場合によっては、こちらの方からサポートするという形を取っております。

【松塚委員】

就職支援の方の所属は学校になるんですか。

【高校教育課長】

学校に所属していて、その学校だけでなく近くの学校を兼務しており、現状20人を配置しております。全県の学校を、できるだけ網羅するようにやっております。

【安田教育長】

支援員や先生方は、就職先に、次の3年生のために訪問します。その際、先輩はどうかと聞くこともありますけれども、辞める子はなかなか学校には相談してこないと感じます。

他になれば、次に、3つ目の「令和6年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

報告事項「令和6年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明概要

- ・ 視覚支援学校・聴覚支援学校幼稚部、特別支援学校高等部及び高等部専攻科の選考日は、令和6年3月1日（金）とし、合格発表日を令和6年3月12日（火）とする。
- ・ 栗田支援学校高等部総合サービス科の選考日は、令和6年2月1日（木）とし、合格発表日を令和6年2月13日（火）とする。
- ・ 栗田支援学校高等部総合サービス科については、知的障害の生徒のための県内唯一の特別支援学校職業学科であるため、独自に選考日を設定することで、不合格者が知的障害特別支援学校高等部普通科を受検することができるよう、配慮している。
- ・ 入学者選考に係る募集人員、その他必要事項については、令和5年8月上旬に予定している中学3年生の進路希望調査や、各特別支援学校への教育相談の状況を踏まえて、令和5年

9月中旬に公告する予定である。

【安田教育長】

ただ今の説明について、質疑等はありませんか。

ここで、「6 その他」として何かありませんか。

特になければ、議案第7号は、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、秋田県教育委員会会議規則第25条により秘密会といたします。傍聴の方と議案に関係しない職員は退室願います。

※秘密会のまま終了